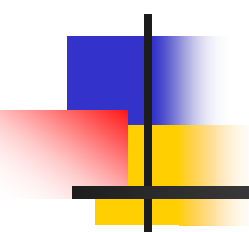


資料1

新ドメインに関する通信事業者の考え方



平成21年 1月 7日

社団法人テレコムサービス協会

桑子 博行

社団法人テレコムサービス協会について

○沿革

平成6年に、(社)特別第二種電気通信事業者協会、全国一般第二種電気通信事業者協会、音声VAN振興協議会、(社)日本情報通信振興協会の4団体が統合し発足

○事業目的と主な活動

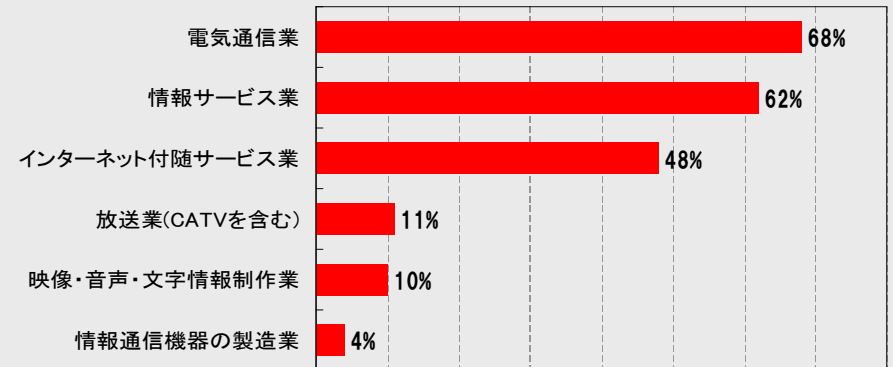
<目的>

電気通信・情報通信関連事業の競争市場における健全な発展を図り、事業全体の発展に寄与し、国民利益の増進と公共の福祉に資すること

<主な活動>

- ①多様なネットワークサービス事業の創設
- ②健全な競争市場の発展
- ③安全・安心なネットワーク社会の実現

◆事業内容(111社、複数回答、5%未満略)

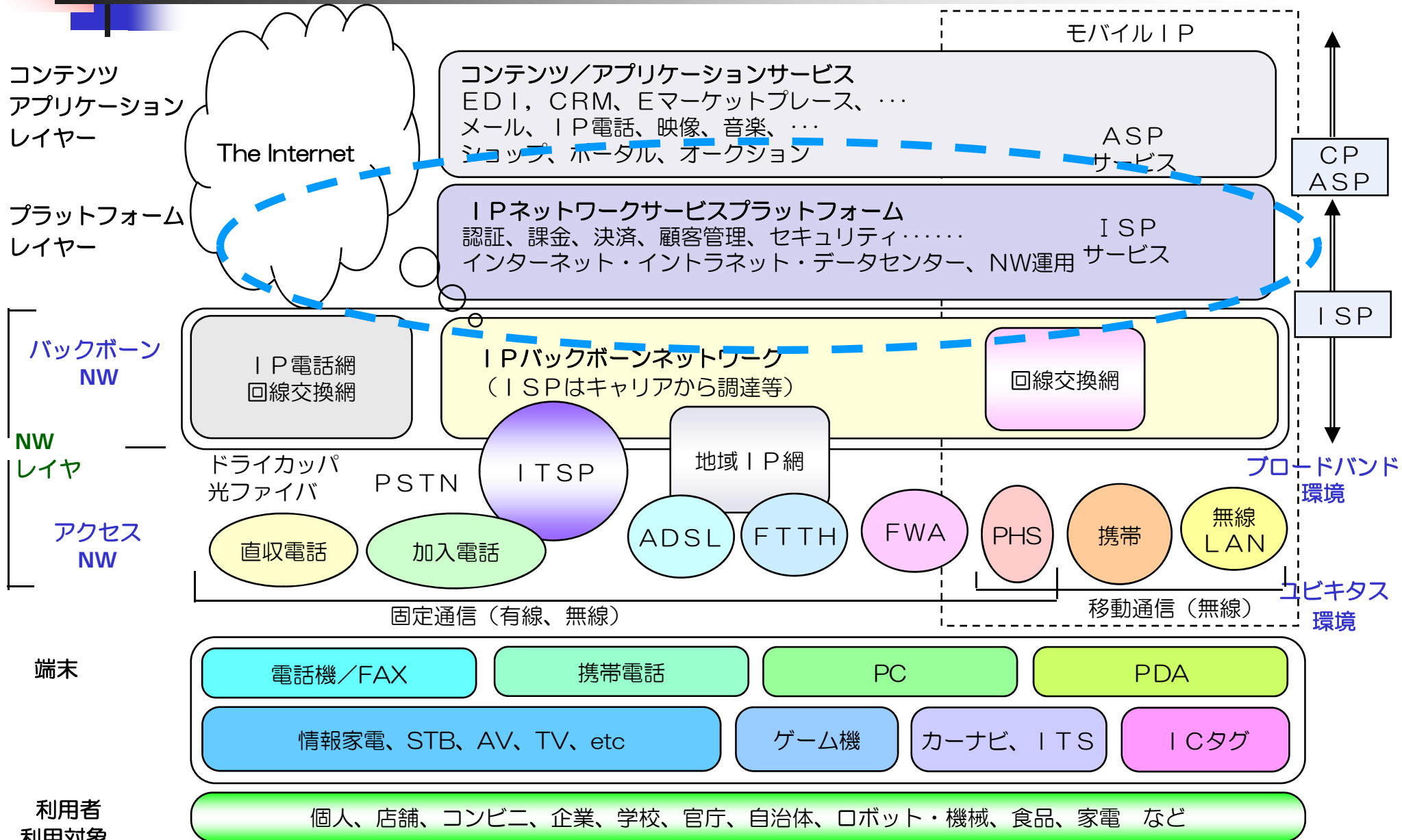


○会員

- ・全国に11の支部組織を持ち、約300会員が加盟
- ・電気通信事業(VANサービス)、情報サービス事業、ISP事業などの**設備を持たない事業者**が中心

情報通信産業の展開

☐ テレコムサービス協会会員の事業領域



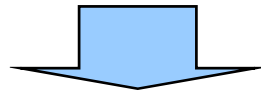
1. 新国別トップドメインの名称について

意見

「日本」の方が短く、ドメインに適していると考えます。
日本語圏をカバーするものとして、わざわざ「国」を付ける必要性はないと考えます。

意見

できれば、文字数も少ない日本が適切かと考えています。
日本語ドメインについては、同じ漢字文化を持つ中国と互換性があるほうがよいと考えています。
たとえば、日本国をインターネットの自動翻訳サービスにより中国語に直すと日本国家となります。
また、日本を中国語にすると、日本となります。



テレサ協としては、ドメインネームに関して、「日本」がふさわしいと考える。

2. 選定方法について

(1) 審査項目の取扱い

意見

絶対的な要件としては、日本の法人であること、技術的な要件を十分満足していること、などが考えられる。（「4. ドメイン登録の基本ルールについて」参照）

(2) 比較審査の方法

意見

比較審査を行う必要がある場合は、審査項目（登録申請の際にユーザーが支払う料金等も含む）を公表の上、書面の提出を求め、下記の選定主体において厳正に審査を行うことが考えられる。

なお、比較審査の結果についても、審査結果の概要を公表すべきではないか。

(3) 選定主体

意見

基本的には、民間の有識者を主体とする場で選定することが適当と考える。

上記の観点から、現在の検討の場であるインターネット基盤委員会は、選定の基準づくりに徹することが適当ではないか。

なお、管理運営事業者として申請を予定している当事者は、検討の場にメンバーとして加わらないことを原則とする。

3. 管理運営事業者に求められる要件（審査項目）について

（1）候補者の資質等に関する項目

意見

新ドメイン（「.日本」）管理運営者に求められる「条件」としては、JPRSと同等の資質があればよいと考えます。

インターネットをユーザーに利用いただいている事業者の立場からすると、JPRSが「.jp」と同様に「.日本」の管理運営者になることに利便性を感じている。

<理由>

- ・「.日本」ドメインの爆発的な取得の増加はないと考えられます。
- ・事業者にとっては、複数ではなく1つの管理運営会社の方が移管手続きが簡単で、利便性が高いと考えます。

意見

複数の候補があることのメリット（価格競争等）よりも、JPRSの単独管理のメリット（「日本語.jp」との完全一致の保持、移管手続きの利便性）の方が高いと考えている。

なお、複数の候補がある場合には、やはり価格、手続き面において利便性の高い業者が選ばれることを期待している。

（2）業務運営に関する項目

意見

半角と全角とが入り交じる形は、入力する場合に間違いが生じやすいので、英数字の全角と半角の入力ミスに対するなんらかの配慮が必要と考えている。

また、同時に全角を利用するユーザーがどの程度いるかは疑問がある。

4. ドメイン登録の基本ルールについて

○「. 日本」と「. jp」の関係

- ・「一致」： 「総務省. 日本」は「総務省.jp」の登録者と同一の者のみが取得可能
- ・「分離」： 「総務省. 日本」は「総務省.jp」の登録者と別の者でも取得可能

意見

完全分離ルールでは、フィッシング等に悪用される懸念があるのではないかと。

ただ、現行のドメイン名の運用でも十分に紛らわしい名前は存在しうることを鑑みると、完全一致にしたことによる抑止効果がどの程度かは疑問が残るところ。

一方で、完全分離ルールのメリットとして、類似ドメイン名を正当な理由で複数社が希望する場合に、. jp と .日本 で住み分けのチャンスがあるのではないかと。

完全一致で開始した後に規制緩和を行い完全分離とすることは可能ですが、逆は困難と存じますので慎重な検討を期待。

意見

業務運営の基本ルールですが、. jp と日本を完全分離とすると、紛らわしいものとなり、ドメイン名を悪用する者が出てきて、トラブルとなりやすいため、完全一致が望ましいと考えています。

○登録者を「. jp」と同様に日本の個人、法人等に限定すべきかどうか

意見

日本の社会基盤としてインターネットが重要インフラとなっている状況から、登録者は日本の法人に限定すべきと考える。

○その他

(特になし)

5. 業務運営の基本ルールについて

(1) データエスクロー契約

意見

登録者の保護の観点から、ドメイン登録者等のデータを第3者が保管するデータエスクロー契約は不可欠であり、データエスクロー事業者の選定・運用においても、従来どおり、JPNICおよび総務省が関与する必要があると考える。

(2) 紛争処理ルールの整備

意見

ドメイン名をめぐる紛争は増加が予想されることから、紛争処理ルールの整備は不可欠と考える。

いままでに発生している紛争事例を整理・分析した上で、しかるべき場で検討を行い、その結果を広く一般からのパブコメを求め、紛争処理ルールを整備する必要があるのではないかと考える。

(3) 管理運営業務の適正性を確保する仕組み

意見

定期的に管理運営事業者から運営状況に関する報告を求め、適正性の確認が必要と考える。

なお、報告先としては、有識者等から構成される組織および総務省が適切と考えるが、事前の予告なしで管理運営事業者に立ち入り検査を実施することができることも必要ではないかと考える。

6. その他の意見など

意見

新ドメインがどの程度利用されるのか、については疑問がある。
また、新ドメインを普及させるためには、十分PRすることが必要と考えている。

意見

各国のドメインはその国内では問題ないでしょうが、Globalの観点から言うと、例えば、ハングル文字のようなサイトに私がたどりつけるとは思えませんので、ネット上でのアクセスの観点からいうと疑問。